

# 電子証明書記載事項が変更されたら

**代表者等※の変更が発生した場合は、  
前代表者等の電子証明書は、絶対に使用しないでください。**

- ※ 電子証明書記載事項
- 名義人氏名:「埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿」「物品等競争入札参加資格者名簿」の代表者又は代理人(契約者)
  - 名義人所属の会社名:登記している場合
  - 名義人所属の会社本店住所:登記している場合
  - 名義人住民票記載住所:電子証明書に記載のある場合

**上記内容が変更されると、その内容の電子証明書は失効します。**

- ・前代表者名義等の電子証明書(旧電子証明書)を使用した入札は無効。
- ・旧電子証明書を使用して入札を行った者は、入札参加停止等の措置を受けることがあります。

**直ちに変更に伴う手続を開始してください。**

- A 「競争入札参加申請等受付システム」で入札参加資格者名簿の内容について変更申請  
 B 電子証明書の手続 : 1)旧電子証明書の失効手続  
 2)新代表者名義等の電子証明書(新電子証明書)の取得・利用者登録

Aが整えば

**承認を得た上で、紙入札で入札参加できます。**

- ・受付システムが「受付済」となり、発注者から「紙入札の承認」を得た後は、新代表者等による紙入札が可能

A、Bが整えば

**新電子証明書で入札参加できます。**

- ・「受付済」、新電子証明書の取得、利用者登録完了後は、新電子証明書による電子入札が可能

## 旧電子証明書を使用した無効な入札(例)

